

### 3 特別支援教育

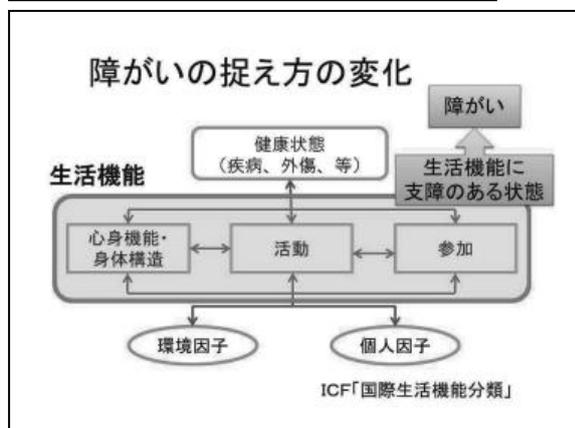
特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成の基礎ともなる。

## 1 特別支援教育をさらに推進するために

### (1) 障がいの捉え方の変化



近年、グローバル化は我々の社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は、生活を質的に変化させつつあり、そして、障がいのある人々を取り巻く生活や障がいについての考え方についても質的に大きな変化をもたらしている。

それに併せて「障がい」の捉え方についても変化があった。平成13年5月、従来の国際障がい分類（ICIDH: International Classification of Impairments, Disabilities, and Handicaps)の改訂版として「国際生活機能分類（ICF: International Classification of Functioning, Disability and Health）」がWHO総会で採択された。

ICFでは、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障がい」ととらえている。そして、生活機能と障がいの状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合うものと説明され、構成要素間の相互関係については、上図のように示されている。

学校においては、個々の幼児児童生徒の「学習上又は生活上の困難」について把握することが必要である。

### (2) 特別支援教育を推進する法的な根拠

#### ○「学校教育法第81条第1項」

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- 一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者  
六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

#### ○「障害者の権利に関する条約」(概要)

- (1) 一般原則 (障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等)
- (2) 一般的義務 (合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等)
- (3) 障害者の権利実現のための措置 (身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容)
- (4) 条約の実施のための仕組み (条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討)

#### ○「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(5つの柱)

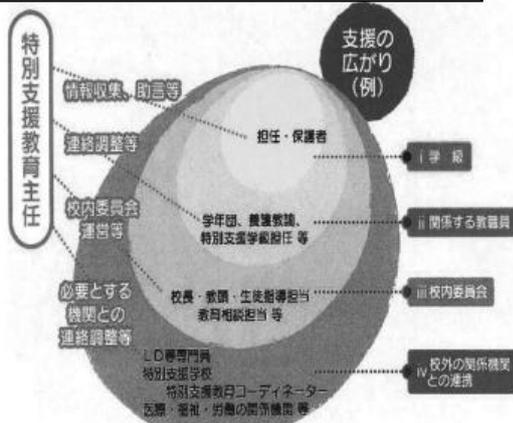
- 1 障がい者への理解とあいサポート運動の推進
- 2 障がい者差別の解消
- 3 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障
- 4 災害時における障がい者支援
- 5 障がい者の自立と社会参加の推進

## 2 幼児児童生徒一人一人の実態に応じた指導の充実

インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある者となない者とが同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える教育を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

そのために最も本質的な視点は、「それぞれの幼児児童生徒が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」ということであり、幼児児童生徒一人一人の実態や発達段階等に応じた適切な指導を行うことが重要である。

### (1) 支援体制の整備及び充実



- 校（園）長は特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育主任（担当）を指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させる必要がある。
- 全ての教師が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障がいのある幼児児童生徒などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが求められる。
- 担任を含む全ての教師間において、個々の幼児児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。
- 特別支援学校におけるセンター的機能、LD等専門員、医療・福祉等の関係機関等の活用を図る。

### (2) 障がいの特性・実態に応じた指導・支援の工夫

- 障がいの種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではなく、幼児児童生徒一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の幼児児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことが求められる。
- 幼児児童生徒の実態把握をする際に収集する情報の内容として以下のようなものが考えられる。

「病気等の有無や状態」「成育歴」「基本的な生活習慣」「人やものとのかかわり」「心理的な安定の状態」「コミュニケーションの情報」「対人関係や社会性の発達」「身体機能」「視機能」「聴覚機能」「知的発達や身体発育の状態」「興味や関心」「障がいの理解に関すること」「学習上の配慮事項や学力」「家庭や地域の環境」「進路」「特別な施設や補助用具（特別な機器を含む。）の必要性」等

- 各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。
- 特別支援学校学習指導要領自立活動編の内容を参考に実態把握に努める。
- 教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の幼児児童生徒に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。
- 幼児児童生徒の実態を的確に把握し、教材教具や板書の工夫等、特別な教育的ニーズに応じた教科指導等の充実を図るとともに、自発的・自主的な活動を大切にする必要がある。

### (3) 障がいの特性や実態に応じた指導・支援の工夫例

#### 【学級や学年のルールづくり、集団学習等の工夫例】

○学級や学年のルールづくり

- ・「いつ」「何を」「どこに」「どうする」等を具体的に決めるなど、基準が明確で分かりやすいルールを作る。
- ・教室や廊下等の見やすいところに掲示する。

- ・活動を行う前にルールを復唱して、確認したり意識付けを図ったりする。
- ・ルールが守れている時を見逃さず、認めたりほめたりする。
- ・あいさつの習慣化や「聞き方」「話し方」を常に意識した取組を進める。
- ・友だちとよりよくつながる言葉や相手を傷つけない言葉(表現)を見つけたり、相手の気持ちを考えたり、話し方を練習する。
- ・自分の感情に気付いてその対応の仕方を知る学習を取り入れる。
- 集団で取り組む学習活動
  - ・友だちと関わることや成し遂げる喜びが実感できる体験活動（構成的グループエンカウンターや制作活動等）を取り入れる。
  - ・友だちのよいところを見つけ伝え合い、お互いの信頼関係を深めていく振り返りの場面を活動後に設定する。
  - ・友だちと向き合い関わりながら、自分らしさに気付くことを大切にする。そのために、まずは1対1の活動から始め、段階的に小集団での活動へ移行していく。
  - ・学んだスキルを生かして成功体験を積み上げやすくするために、グループを編成するメンバーの構成に配慮する。

### 【話す、読む、書く、計算することの支援例】

- 話すこと
  - ・ワークシートに書いている内容を自信を持って発表できるように、よいところをほめる。
  - ・話し方のキーワード「いつ」「どこで」「何を」等の話型を示す。
  - ・児童生徒の考えや思いを聞き取り、発表内容を整理する。（メモの活用等）
- 読むこと
  - ・読むところを指で押さえたり、定規等を行に当てて読んだりする方法を教える。
  - ・1行だけ見えるように切り抜いたシートを準備する。
  - ・文字の形を捉えやすくするために、絵カードを使って形の意味づけを行う。
  - ・まとまりを言葉で捉えるために、フラッシュカードですばやく読み取る練習を取り入れたり、キーワードに印をつけたりする。
- 書くこと
  - ・正確に板書をノート等に記録することが苦手な児童生徒の手元に、板書内容の重要な箇所を書いたメモを置く。
  - ・文字の書き方のコツ「語呂合わせ」「形をイメージするヒント」を繰り返し示す。
  - ・適切な教材・教具を準備し活用することで、分かりやすさや集中力を高めることにつなげるとともに、具体的な操作活動の充実や、成功体験を大切にした指導に努める。
  - ・マス目の大きいワークシートや拡大コピーしたものや使いやすしい道具等を準備し、必要に応じて選択できるようにしておく。
  - ・文字の形を捉えやすい絵や語呂合わせ等のヒントが書いてあるカードを準備する。
- 計算すること
  - ・計算の手順を言語化したカードや手順書を活用する。
  - ・問題数や習熟度に配慮したワークシートを作る。
  - ・計算の意味づけを行う具体物や半具体物を活用する。
  - ・筆算がしやすいマス目や枠のあるワークシートを準備する。

### 【一斉授業における配慮】

- 児童生徒一人一人に対して授業の理解度を評価しながら、できていることを認めたり、つまずきに対する適切な支援を行ったりする。
- 一斉指導の中で机間指導による個の特性に応じた支援を行うためには、理解の速い児童生徒に対応するための課題の準備をしておくことにも配慮する。
- 机間指導
    - ・ノートやワークシートに称賛の言葉や印をつける。
    - ・活動の流れや指示が理解できていない時に、個別に再確認したり、メモで示したりする。
  - 教材・教具
    - ・言葉の意味や学習の内容等をより具体的にイメージしやすいように、絵や写真、イラスト等の準備をする。
    - ・フラッシュカードやかかけ算九九表、ローマ字表等の補助的教材を準備し、必要に応じて活用する。
  - 導入や展開
    - ・学習に必要な準備物や準備の仕方を視覚的、具体的に示し、自分で確認できるようにする。

#### ○導入時

- ・カードや小黒板等の視覚支援や、終わりの見通しを持てるようにするためにタイマー等を効果的に取り入れるなど、児童生徒の注意を引きつけるようにする。

#### ○指示や発問

- ・「これから3つのことを話します」「○○について話します」と、内容を予告する。
- ・「話す人の顔を見て」「おへそを向けて」等を合言葉にして、聞く姿勢を習慣化する。
- ・「ちゃんと」「きちんと」ではなく、「はねに気をつけて書きましょう」「目を見て聞きましょう」等、具体的に示す。また、「あれ」「それ」「向こう」などの指示語は減らす。
- ・絵、写真、キーワード等を提示して、内容を分かりやすくする。
- ・座席の位置を配慮するなど聞くべき音や話に集中できる環境をつくる。
- ・「指示を復唱する」「メモの取り方の指導」などを行い、内容の記憶を助ける。

#### ○板書

- ・指示と併せてモデルを示す。
- ・活動や作業を止めたり、話す人や黒板等に注目させたりして、聞く姿勢を整えてから指示や発問をする。
- ・見やすい大きさの文字で書いたり、色チョークを活用したりする。
- ・短冊黒板や小黒板を児童生徒の発表等の場面に活用する。

具体的な指導例については、「通常の学級における特別支援教育～小学校・中学校編～」を参照してください。

掲載先：特別支援教育課ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/123222.htm>



学級づくりや人間関係づくりの基本的な考え方については、「学級づくり・人間関係づくりハンドブック」を参照してください。

掲載先：小中学校課ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/255897.htm>

### 3 連続性のある多様な学びの場の充実と切れ目のない支援体制

幼児児童生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすために、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

#### (1) 切れ目のない一貫した指導の充実

##### 【個別の教育支援計画の作成・活用】

- 障がいのある幼児児童生徒については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、家庭や医療機関、福祉施設、労働関係機関等と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成する。
- 幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校、特別支援学校から地域の学校等への移行支援がスムーズに行われるよう、保護者や関係機関との連携による個別の教育支援計画の作成・活用を行う。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、全員作成する。

##### 【個別の指導計画の作成】

- 障がいのある幼児児童生徒一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細やかな指導を行う。
- 個別の指導計画は、障がいのある幼児児童生徒一人一人に対する細やかな指導を組織的・継続的に行うために重要な役割を担っているため、個別の指導計画の引継ぎ、活用についての考え方や留意点を明確にしておくことが必要である。
- 小学部、小学校等から特別支援学校へ、特別支援学校から中学校等への進学や転学が行われた場合に、前籍校等から引き継いだ個別の指導計画を基に、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等や自立活動の学習の状況等を踏まえた、継続的な指導が行われるようにする。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、全員作成する。

## (2) 特別支援学級の教育課程の編成の工夫

- 障がいの状態や程度、特性等児童生徒の実態把握を十分に行い、各教科等の目標や内容、指導の形態を考え、実態に応じた教育課程を編成するとともに、個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容・方法の明確化を図る。(R-P-D-C-A)
- 障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を位置付ける。

## (3) 通級による指導と通常の学級における連携の充実

- 学校間又は担当教師間で児童生徒の様子や変化の定期的な情報交換を行ったり、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した連携を図ったりするなどして、通級指導教室における指導の成果が、通常の学級においても生かされるようにする。
- 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行う。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努める。

## (4) 交流及び共同学習の推進

- 障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、幼児児童生徒が、障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、多様な価値観に触れ、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場ともなることから、組織的、計画的、継続的な実施が必要である。
- 家庭や地域の人々との連携、協働を深めるために、幼児児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等について配慮しながら、地域の様々な人々との交流の機会を設ける。

# 4 自立活動及び合理的配慮について

自立活動は、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の幼児児童生徒の障がいの状態や発達の段階等に即して指導を行うことが必要である。

発達障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒が、特別支援学校だけではなく小・中学校等においても学んでいることから、特別支援学級、通級による指導においても、児童生徒の多様な障がいの種類や状態等に応じたきめ細かな自立活動の指導が求められている。

## (1) 自立活動の目標及び内容について

### 自立活動の目標

「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月)第7章第1】

### 自立活動の内容(6区分27項目)

#### 1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事
- (5) 健康状態の維持・改善に関する事

#### 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関する事
- (2) 状況の理解と変化への対応に関する事
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事

#### 3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関する事
- (2) 他者の意図や感情の理解に関する事
- (3) 自己の理解と行動の調整に関する事
- (4) 集団への参加の基礎に関する事

#### 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関する事
- (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事

#### 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事
- (4) 身体の移動能力に関する事
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事

#### 6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事
- (2) 言語の受容と表出に関する事
- (3) 言語の形成と活用に関する事
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事

※ 下線部は、新学習指導要領改訂による変更箇所です。

学習指導要領に示される自立活動の「内容」とは、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものである。また、個々の幼児児童生徒に設定される「具体的な指導内容」は、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標を達成するために、学習指導要領に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものである。

## (2) 新学習指導要領における改訂の要点

- 今回の改訂では、6つの区分は従前と同様であるが、発達障がいや重複障がいを含めた障がいのある幼児児童生徒の多様な障がいの種類や状態等に応じた指導を一層充実するため、「1 健康の保持」の区分に「(4) 障がいの特性の理解と生活環境の調整に関すること」の項目が新たに設けられた。
- 「4 環境の把握」の区分の下に設けられていた「感覚や認知の特性への対応に関すること」の項目が、自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた指導を充実するために「(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること」と改められた。
- 「4 環境の把握」の区分の下に設けられていた「感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること」の項目が、感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握にとどまることなく、把握したことを踏まえて、的確な判断や行動ができるようにすることを明確にするため、「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること」に改められた。

## (3) 合理的配慮の観点

### 【合理的配慮の定義】

「障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は、過度の負担を課さないもの」  
 ※「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」参照

### 【学校における合理的配慮の観点】（3観点11項目）

#### ①教育内容・方法

- ①-1 教育内容
  - ①-1-1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
  - ①-1-2 学習内容の変更・調整
- ①-2 教育方法
  - ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
  - ①-2-2 学習機会や体験の確保
  - ①-2-3 心理面・健康面の配慮

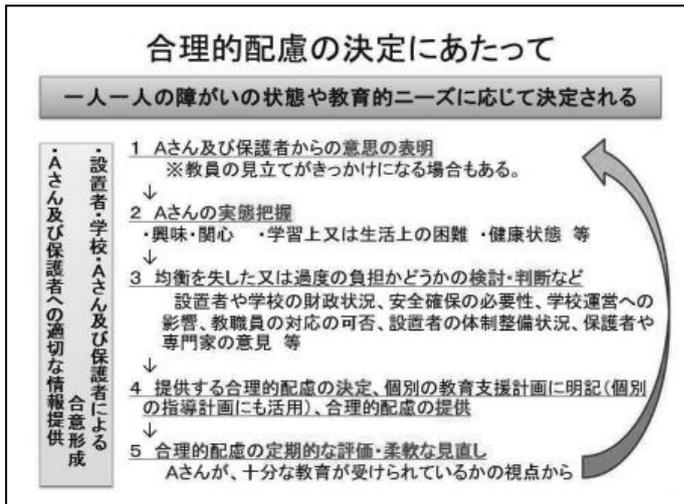
#### ②支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

#### ③施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状況及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

#### (4) 合理的配慮の決定にあたって



- 「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。
- 学校においては、幼児児童生徒・保護者等からの相談及び社会的障壁の除去を必要としている意思表示を受けた学校と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である。

#### (5) 自立活動と合理的配慮のかかわり

##### 自立活動の視点

幼児児童生徒が、困難な状況を認識し、困難を改善・克服するために必要となる知識、技能、態度及び習慣を身に付けるとともに、自己が活動しやすいように主体的に環境や状況を整える態度を養うことが大切であるという視点。

##### 合理的配慮の視点

障がいのある幼児児童生徒が他の幼児児童生徒と平等に教育を受けられるようにするために、個々の幼児児童生徒に対して、学校が行う必要かつ適当な変更・調整という配慮であるという視点。

例えば、障がいのある児童が他の児童と平等に授業を受けられるよう、教師が拡大したプリントを用意することは、この児童に対する合理的配慮である。

一方、この児童がプリントの文字が見えにくいという学習上の困難を主体的に改善・克服できるようにするために、弱視レンズ等を活用するなど、知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的に指導するのが自立活動である。

両者は、きめ細かな実態把握が必要であること、個に応じたものなど共通点もあるが、その目的は異なっていることに留意が必要である。

## 5 各教科等の指導及び自立活動の指導について

#### (1) 自立活動と各教科等との関係について

小・中学校の各教科の教育内容は、児童生徒の発達の段階等に即して選定されたものが系統的・段階的に配列されている。また、幼稚園教育においては幼児の実態の側面から、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域として示されている。

障がいのある幼児児童生徒の場合は、その障がいによって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、幼・小・中学校の幼児児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。

そこで自立活動の指導では、個々の実態把握によって導かれる「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」、いわゆる心身の調和的な発達の基盤に着目して指導を行い、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。

幼稚園において、自立活動の成果が就学等においても生かされるようにするとともに、小・中学校においては、各教科と自立活動の目標設定に至る手続きの違いを踏まえて、学校教育として提供すべき教育内容を障がいの状態や卒業後の生活も考慮しながら、特に必要なものを検討していくことが必要である。

## (2) 各教科と自立活動における目標設定について

- 自立活動の指導に当たっては、前回の改訂において、個別の指導計画の作成についてより一層の理解を促すため、「幼児児童生徒の実態把握」「指導目標の設定」「具体的な指導内容の設定」「評価」等についての配慮事項が示された。今回の改訂では、個別の指導計画の作成についてさらに理解を促すため、「実態把握」から「指導目標」や「具体的な指導内容の設定」までの手続きの中に、「指導すべき課題」を明確にすることを加え、手続きの各過程を整理する際の配慮事項がそれぞれ示されている。
- 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）については、次ページに掲載している。流れ図は、実態把握から指導目標を設定したり、具体的な指導内容を設定したりするまでの過程において、どのような観点で整理していくか、その考え方について述べている。

### 【各教科における目標設定に至る手続きの例】（小学校の場合）

- a 小学校学習指導要領の第2章各教科に示されている目標及び内容について、次の手順で児童の習得状況や既習事項を確認する。
  - ・ 当該学年の各教科の目標及び内容について
  - ・ 当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について
- b aの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の第2章第2款第1に示されている知的障がい者である児童を教育する特別支援学校小学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。
- c 児童の習得状況や既習事項を踏まえ、小学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。
- d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

### 【自立活動における目標設定に至る手続きの例】

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒の障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握し、自立活動の指導の効果が最もあがるように考えるべきもの

#### 【作成手順の一例】

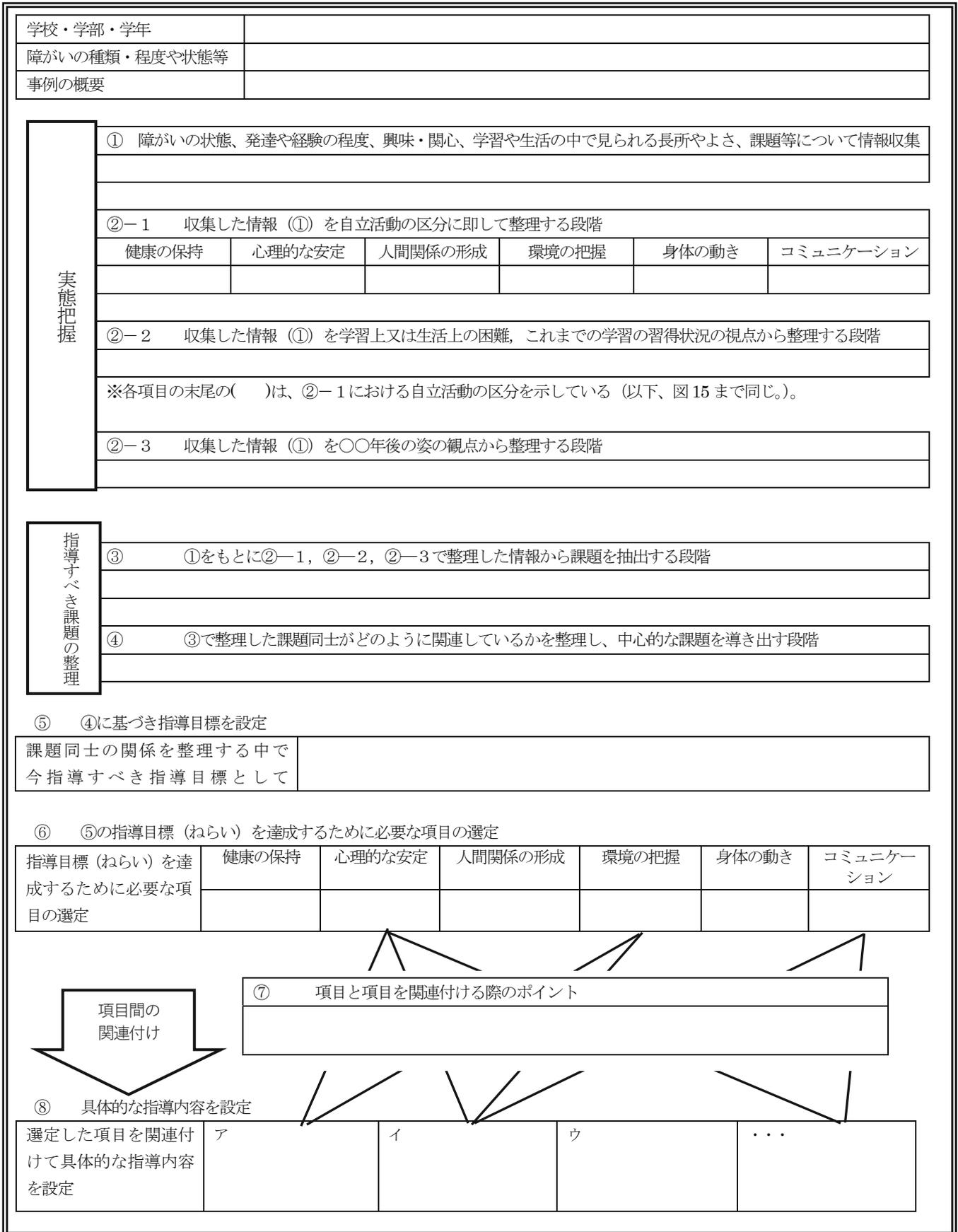
- a 個々の児童生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校学習指導要領小学部・中学部学習指導要領第7章第2の内容から、個々の児童生徒の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

手順の詳細については、「**特別支援学校学習指導要領自立活動編 第7章**」を参照してください。

また、特別支援学級の教育課程の編成にあたっては、「**特別支援学校学習指導要領第1章第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い**」を参照してください。



実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（流れ図）



※特別支援学校教育要領・学習指導要領自立活動編より抜粋

### (3) 各教科等における指導上の工夫

#### ●障がいのある児童生徒の指導に当たってのポイント

「見えにくさ、聞こえにくさ」「道具の操作の困難さ」「移動上の制約」「健康面や安全面での制約」「発音のしにくさ」「心理的な不安定」「人間関係形成の困難さ」「読み書きや計算等の困難さ」「注意の集中を持続することが苦手であること」等

#### ●通常の学級においても、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、障がい種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要である。

※ 小学校学習指導要領解説総則等編第2章第4節2の(1)、中学校学習指導要領解説総則等編第3章第4節2の(1) 参照

### 【障がいのある児童生徒における各教科等における指導の工夫(例)】

#### 【小学校】例：国語科における配慮

文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用することなどの配慮をする。

自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、翌年度の担任等に引き継ぐことなどが必要である。

#### 【中学校】例：国語科における配慮

自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、生徒が身近に感じられる文章(例えば、同年代の主人公の物語など)を取り上げ、文章に表れている心情やその変化等が分かるよう、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

声を出して発表することに困難がある場合や人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したりICT機器を活用したりして発表するなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。なお、学校においては、こうした点を踏まえ、個別の指導計画を作成し、必要な配慮を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要である。

比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合には、文字を書く負担を軽減するため、手書きだけでなくICT機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする。

#### 【出典】

- ◇ 幼稚園教育要領 ◇ 小学校学習指導要領解説総則編 ◇ 中学校学習指導要領解説総則編
- ◇ 小学校学習指導要領解説国語編 ◇ 中学校学習指導要領解説国語編
- ◇ 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則等編(幼稚部・小学部・中学部)
- ◇ 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編
- ◇ 通常の学級における特別支援教育 ～小学校・中学校編～ 平成23年3月 鳥取県教育委員会

## 4 共生社会の実現を目指す教育

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える**全員参加型の社会**です。

鳥取県では、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことのできる地域共生社会を目指し、「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）が平成29年9月1日に施行となりました。

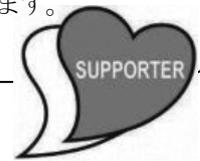
学校教育においては、共生社会の形成を目指して、教育活動全体の中で組織的、計画的、継続的に指導することが重要であり、各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間において相互に関連を図ることが大切です。

障がい者理解を推進することを通して、周囲の人々が、障がいのある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要であり、共生社会の形成につながっています。

### 「あいサポートキッズ」

鳥取県では、誰もが安心して生き生きと暮らしていくことができる地域社会を目指して、「あいサポート運動」に取り組んでいます。

学校においては、「あいサポート運動」や「障がい理解（手話学習や体験学習など）」などの学習を通して、「あいサポート」の心を持った子どもたち（あいサポートキッズ）を育てる取組をしています。



### 【障がい者理解に焦点をおいた指導目標例】

	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校
総合的な学習の時間		<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人との交流や障がい疑似体験を通して、障がいを身近なこととして考え、相手の気持ちを考えて行動しようとする態度を育てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉体験やボランティア活動を通して、障がいのある人や高齢者の気持ちに寄り添い、自分でできることを考えて行動しようとする態度を育てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒が障がいについて自己の生き方との関わりで考え、よりよい解決に向けて地域社会で行動していく態度を育てる。</li> </ul>
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分や友達の良いところに気付き、仲良く生活しようとする態度を育てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分や友達の良さを知り、互いに認め合いながら生活しようとする態度を育てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分や友達の長所を理解するとともに、互いに協力し合いながら生活しようとする態度を育てる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間関係をよりよく形成し、他者と協働して集団や自己の課題を解決するとともに、将来の生き方を描き、その実現に向けて、日常生活の向上を図ろうとする態度を養う。</li> </ul>
特別の教科道徳	<ul style="list-style-type: none"> <li>友達と仲良くし、助け合おうとする心情を育む。</li> <li>障がいのある人の存在に気付き、温かい心で接しようとする態度を育てる。</li> <li>お世話になっている人の存在に気付き、感謝する心を養う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>友達と互いに認め合い、助け合おうとする態度を育てる。</li> <li>障がいのある人の心情を考え、親切に接しようとする態度を育てる。</li> <li>自分を支えてくれる人の気持ちを考え、感謝する心を養う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>友達との信頼関係を深め、互いに協力しようとする態度を育てる。</li> <li>障がいのある人や支える人の心情に寄り添い、思いやりをもって関わろうとする態度を育てる。</li> <li>差別や偏見をもつことなく公平、公正に接する心を養う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>それぞれの個性や立場を理解し、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重する態度を育てる。</li> <li>障がいの有無に関わらず、自分も他者も、共にかけがえのない存在であるということを感じ、思いやりを持って関わろうとする態度を育てる。</li> <li>差別や偏見といった社会的な問題を見だし、公平で公正な社会の実現に積極的に努める態度を育てる。</li> </ul>

# 1 手話の普及を通じた共生社会形成の取組

## (1) 鳥取県手話言語条例

### 第1章 総則 第1条

(目的) この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

## (2) 手話普及の取組

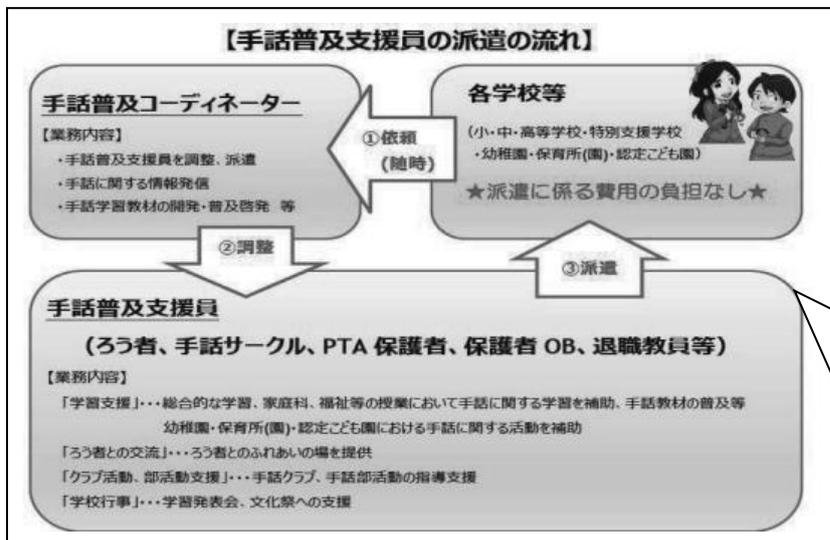
平成25年10月8日の「鳥取県手話言語条例」制定以後、鳥取県においては、手話の普及のために「手話ハンドブックの作成・配布」「手話普及コーディネーターの配置と手話普及支援員の派遣」「指文字タペストリーの配布」「聾学校教職員による出前講座の開催」「聾学校と難聴学級との交流学习」など様々な取組を進めています。

### ○手話ハンドブック（入門編・活用編）



平成26年2月に手話ハンドブック（入門編）、7月に手話ハンドブック（活用編）、9月に手話ハンドブック（入門編・活用編）の動画DVD配布しました。そして、毎年、小学校を新1年生に配布しています。

### ○手話普及コーディネーターの配置と手話普及支援員の派遣



すべての学校において、手話を学ぶ環境を整えるために、手話普及コーディネーターの配置と手話普及支援員の派遣を行っています。

手話普及支援員の派遣については、以下のホームページで御確認ください。

【特別支援教育課ホームページ】  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/265402.htm>

## (3) 学校における取組例

県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において手話普及の取組が進められており、各学校が特色を生かして取り組んでいます。

### 【手話に関する学習の取組例】

- ・「手話ハンドブック」を使った簡単な手話での挨拶
  - ・手話歌の発表に向けた学習
  - ・「鳥取県全国高校生手話パフォーマンス甲子園」に向けての練習
  - ・聴覚障がいに関する理解学習
- (「聴覚障がいの特徴や生活上のバリア (災害時を含む)」「聴覚障がい者とのコミュニケーション」「手話の歴史や必要性」「聴覚障がい者が獲得してきた権利」「国内外で活躍する聴覚障がい者」等)

【手話に関する学習の展開例】

	小学校	中学校
学年等	3年生	1年生
教科等	総合的な学習の時間	道徳
学習の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう者との交流をとおして、簡単な手話を覚え、進んでコミュニケーションを図ろうとする。</li> <li>・学校内のバリアフリー、ユニバーサルデザインについて考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう者との交流をとおして、互いの異なる個性やその良さを見つけ、認め合い、自らを高めることができる。</li> <li>・誰もが安心して、生活できる社会の形成に向けて、自分自身にできることを考え、主体的に参画しようとする。</li> </ul>
学習の流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 聴導犬について調べる。</li> <li>・国語科「盲導犬の訓練」と関連させ、盲導犬と聴導犬の違いを考える。</li> <li>2 ろう者の手話普及支援員の話を知ろう。</li> <li>・生活の中で困ったことや工夫していること、嬉しかったこと等の経験談を聞く。</li> <li>3 ろう者の手話普及支援員さんと手話で話す。</li> <li>・手話ハンドブックを活用しながら、簡単な手話を覚えて会話する。</li> <li>4 学校内のバリアフリーやユニバーサルデザインについて考える。</li> <li>・障がいのある人にとってもない人にとっても、みんなに優しい学校（施設に関して）であるために、校舎を回って改善できる場所を見つけ、話し合う。</li> <li>5 学習のまとめをする。</li> <li>・これまで学習してきたことをまとめて発表する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 障がいのある人とのコミュニケーションについて考える。</li> <li>・障がいのある人とのコミュニケーションには、音声言語や点字、手話、筆談、ジェスチャーなど、多様な方法があることを知る。</li> <li>2 鳥取県手話言語条例について調べる。</li> <li>・条例ができた経緯や、手話通訳サービスの充実など条例制定後の変化について調べる。</li> <li>3 ろう者の手話普及支援員と交流する。</li> <li>・簡単な手話を覚え、ろう者の手話普及支援員に自己紹介をする。</li> <li>・ろう者の手話普及支援員が中学生だった頃の学校生活や家庭生活の様子を聞き、自分の生活との違いに気付く。</li> <li>4 共生社会に向けて自分にできることを考える。</li> <li>・学習のまとめとして、地域で障がいのある方と共に生きていくために、どんなことができるか考え、発表する。</li> </ol>

## 2 世代を越えた交流を通じた共生社会形成の取組

### 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会（総則編 第1章第5の2のア）

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

学校は生徒が高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切です。

共生社会の実現に向けて、障がい者理解の推進とともに、高齢者等の理解の推進を図りましょう。

#### 高齢者との交流等をとおして、高齢者に対する理解を深める取組例

- デイサービスを利用されている高齢者とけん玉、こま、あやとり、お手玉等の昔遊びを通じた交流
- 老人クラブの会員と一緒にグラウンドゴルフを通して交流
- 認知症サポーター養成講座を活用して、認知症についての正しい知識や認知症予防の活動、認知症高齢者に対する接し方を学習して交流



認知症サポーターとは  
まちの中で道に迷ったり、買い物等で支払いに困ったりしている認知症の方を見かけたとき、できる範囲でそっと手助けする「応援者」のことです。  
\*県は認知症サポーター養成講座を開催しています。

## 5 生徒指導

### 学習指導要領 総則編 生徒指導の充実 [第1章第4の1の(2)]

児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

### 1 改訂のポイント

#### (1) 生徒指導の充実

##### 学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けた生徒指導の充実

- 児童生徒一人一人についての児童生徒理解の深化を図る
- 教師と児童生徒との信頼関係を築く
- 好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成する
- 日ごろの学習指導の一層の充実を図る

#### (2) 不登校児童生徒への配慮

### 学習指導要領 総則編 不登校児童生徒への配慮

#### ○個々の児童生徒の実態に応じた支援 [第1章第4の2の(3)のア]

不登校児童生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### ○不登校児童生徒の実態に配慮した教育課程の編成 [第1章第4の2の(3)のイ]

相当の期間学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

##### 個々の状況に応じた不登校支援と、学校における環境の整備

- 不登校はどの児童生徒にも起こりうることとして捉え、「問題行動」と判断せず、共感的理解と受容の姿勢をもつ
- 児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す
- 多様で適切な学習活動の重要性を踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援する
- 教師が専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で支援を行う

### 2 重点事項

- 児童生徒の生きる力・社会生活への適応力の育成
- 児童生徒理解のための教育相談体制の構築
- いじめの防止及び早期発見・早期対応への取組
- いじめ・不登校等の課題への組織的対応のための校内体制づくり

### 3 児童生徒の生きる力・社会生活への適応力の育成について

#### (1) 学校の目指す子どもの「生きる力」とは

- 児童生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合う
- 自らの可能性を発揮し多様な他者と協働する
- よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となる

複雑で予測困難な時代の中で、教育を通して必要な力を育んでいくことが重要である

#### (2) 児童生徒を取り巻く現代的課題と対応

- 児童生徒のおかれている環境の複雑化とともに、児童生徒の社会への適応力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を主体的に形成する力が弱まっている傾向がある。また、その背景に愛着や発達に課題がある児童生徒が見られる。
- 学校においては、児童生徒の背景にあるこれらの課題を把握しながら、児童生徒を受け入れるために丁寧な支援を行う。
- 併せて、早期の情報共有などによる組織的対応を進めながら、児童生徒自身に社会生活への適応力をつける実践へとつなげる。

(例) データ (心理検査や学校環境適応感尺度等) から、児童生徒に必要と思われる社会生活への適応力を明確にし、組織的・計画的にその力を育成する。

※社会生活への適応力：コミュニケーション力、精神的回復力、不安への対処力等

#### (3) 愛着や発達に課題がある児童生徒への関わり方

- 愛着や発達に課題がある児童生徒の特徴的な症状
  - ・ 寂しさからくる愛情欲求の強さ、独占欲の強さ、「見て見て行動」「試し行動」の激しさ
  - ・ 集団に入ったときの居場所探しやアピール行動
  - ・ 自己肯定感の低さ、自信のなさ
  - ・ 人への信頼感の低さ、不信感、孤立感の強さ
  - ・ 不安の強さ、不安からくる抑うつ傾向、イライラ感からの攻撃性が出やすさ
  - ・ 対人スキルの低さ、未熟さ

##### 愛着に課題がある児童生徒への支援のポイント

「大切に思っている。見捨てない」などの愛着の確認を行う。

##### 発達に課題がある児童生徒への支援のポイント

一人一人の実態把握から特性を理解し、その特性に応じた対応を行う。

#### (4) 児童生徒の発達を支える魅力的な学校づくり

学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければならない。児童生徒一人一人は興味や関心などが異なることを前提に、児童生徒が自分の特徴に気付き、よい所を伸ばし、自己肯定感をもちながら、日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

##### ● わかる授業・魅力ある授業づくり

基礎・基本の確実な習得を目指してきめ細かな指導をすることや、児童生徒が主体的に参加できる授業を行うことで、充実感・達成感を味わわせ、児童生徒の学校に適應する力を高めることが期待できる。

##### ● 人間関係づくり・社会性の育成

すべての児童生徒が尊重される集団づくりに取り組むことにより、自己肯定感を高め、学校での自己存在感を育む教育活動を行うことが求められる。また、児童生徒に自己決定の場を与え、正しい判断や自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

## 4 児童生徒理解のための教育相談体制の構築

### 学習指導要領 総則編 生徒指導の充実〔第1章第4の1の(2)の解説〕

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは児童生徒一人一人についての生徒理解の深化を図ることである。生徒理解においては、生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要である。

#### (1) 教育相談体制の構築

生徒指導を進めるにあたっては、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関との連携・協力を密にし、児童生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。

- 教師の日ごろからの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接
  - ・学級担任、学年の教師、教科担任、部活動等の顧問教師、養護教諭などによる広い視野から児童生徒理解を行う
- 保護者と学校との間で生徒理解や指導の在り方などについての共通理解
  - ・通信や保護者会などで説明や研修を行う
- 地域や関係機関等との交流と連携を深める
  - ・学校の生徒指導方針を説明し、情報交換等を行う

#### (2) 校内における支援体制

抱え込みにより、課題が悪化したり解決が長期間になったりしないよう、一人で対応するのではなく、関係職員や管理職等と連携して行うようにする。

- ・校内組織で、支援方針・支援方法を検討する
- ・関係者で支援チームを構成し共通理解を図る
- ・役割分担をして組織的に支援する

#### 【学校における教育相談の課題】

教育相談の実施者である教師（例えば担任）と相談者（児童生徒）の関係性には、人間関係が反映されたり、問題行動に対して指導的な役割を担わなければならなかったりなど、教育相談の難しさがあります。教育相談担当やスクールカウンセラーなど第三者的な立場を生かして、チームで進めることも大切です。（「生徒指導提要」から）

#### (3) 面談による教育相談の進め方

- ・教育相談はすべての児童生徒を対象にする。
- ・すべての教員が適時、適切に行う。
  - 普段から悩みを話しやすいよう信頼感を築いておくことが重要となる。
- ・教育相談日（または教育相談週間など）を設定する。
  - 気になる児童生徒に対して呼出し面談を行う場合は、他の児童生徒に気付かれない配慮、面談に対して前向きな気持ちを持てる言葉かけなどを行う。
- ・相談が終わった後もフォローを行う。

#### 【生徒理解のヒント】

放課後の職員室などで他の教職員と交わす何気ない会話（子どもの様子）の中から、子どもの特徴や子どもの様子の変化を現す貴重な情報が得られる場合があります。また、生活ノートや日記の中などからも、貴重な情報を得られることもあります。

## (4) 教育相談のポイント

### ①面談で大切な「傾聴」と「共感」

#### ◇聴き方

- ・無理に聞き出そうとせず、子どもが自ら話すことをじっくり聴く。
- ・「でもね」「そうではなく」などと話を否定したり遮ったりせず、聴くことに徹する。
- ・暗い気持ちや否定的な感情であっても受け止める。

#### ◇対応の仕方と伝え方

- ・柔らかい表現で励ます。
- ・大人の考え方を押し付けない。
- ・子どもが理解できる言葉で伝える。

#### ◇相談の終わり方

- ・話してくれたことをねぎらい、内容をまとめて伝える。
- ・必要に応じて他の教職員と相談するかもしれないが、秘密は守るから大丈夫だと伝える。

#### 【勇気づける対応】

- ・大変だったね
- ・よく話してくれたね
- ・頑張ってるね
- ・先生と一緒に考えよう
- ・今できることから始めるといいんだよ
- ・無理に忘れようとしなくていいよ

### ②心理的背景の理解

児童生徒の学校不適応行動が表れた際には、その行動だけを制するのではなく、「なぜこんな行動をしてしまうのか」「なぜそう言ったのか」など、心理的背景を考えることが必要である。

- ・生育歴（家庭環境を含む）
- ・発達障がい
- ・児童虐待 など

#### 「心理的背景の視点」

- 「生育歴」 どのような環境で育ってきたか。自分が育てられた関わり方を他者にしてしまいやすい。
- 「発達障がい」 学習のできにくさ・突飛な行動・状況から外れた行動など、障がいの困難さに起因する。
- 「児童虐待」 他者からの関わりに身構えやすい。愛着が未形成なほど身構えが強い。

## (5) 保護者面談の進め方

- ・何事も生じていない時に保護者とよい関係を結んでおく。
- ・可能な限り直接会って話し合う。
- ・率直に問題を伝える。
- ・来校してくれた労をねぎらう。
- ・プラスの情報と具体的な話を準備しておく。
- ・まずは、保護者の話じっくりと耳を傾ける。  
※要点整理にメモを取る場合は、保護者の了解を得る。
- ・問題点を指摘するときは、学校としての方針、家庭に協力をお願いしたいことなどを整理して伝える。最後は前向きの話になるよう心掛ける。

#### 【日ごろから取り入れたい教育相談のポイントを生かした関わり方】

- ・まず聴く
- ・決めつけない
- ・小さな変化を見逃さず、それとなく話しかける
- ・頑張っていることをさりげなく認める声かけをする
- ・大人も約束を守る

## 5 いじめの防止及び早期発見・早期対応への考え方

### 学習指導要領 総則編 豊かな体験活動の充実といじめの防止

#### 【第1章第6の3の(3)の解説】

- いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、ともすると不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。
- 各学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に一丸となって取り組むことが求められている。
- 教師は、いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得るものであることを認識し、人間としての生き方について児童生徒と率直に語り合う場を通して児童生徒との信頼関係を深め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に努めなければならない。

#### <いじめの定義>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条1項】

#### (1) 早期発見・早期対応の重要性

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識する必要がある。そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、積極的にいじめを認知することが必要である。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪したことにより、教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等において、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な判断による対処も可能であるが、これらの場合であっても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となる。

いじめの認知は、特定の教職員が行うことなく、学校いじめ対策組織を活用して行うことが重要である。

**学校がいじめを早期に発見し、解決に向けて組織で対応することの目的は、いじめが重大な事態に発展することを防ぐためである。つまり、いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が児童生徒に行き届いていることのアカシであり、学校がいじめの解消に向けた取組のスタートラインに立っていると考えるべきである。 【文部科学省の見解】**

#### 〔具体的ないじめの態様〕

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

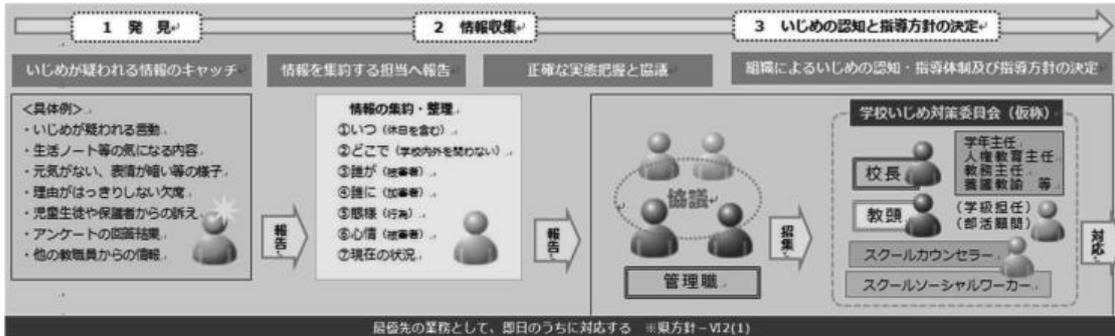
## (2) アンケート調査、個人面談の実施によるいじめの発見

学校は、日ごろからの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つことはもちろんのこと、定期的なアンケート調査や計画的な教育相談の実施、また気になる様子が見られる児童生徒がいた場合の面談等、児童生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整備することでいじめの早期発見に努める必要がある。なお、アンケート調査については、いじめ発見を目的とした記名アンケート調査、児童生徒の心情の変化や学級の状況を継続的につかみ対策を講ずるための無記名アンケートなど、児童生徒の実態を考慮し、意図的・計画的に行う必要がある。

## (3) いじめの情報を集約する担当の役割と目的

いじめの事案における対応困難な事案については、個々の教職員による抱え込みによりスムーズに情報が管理職まで届かず、組織による対応の遅れ、または組織対応ができなかったケースが多い。そのため、校内に「いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）」を設置し、組織による認知を機動的に行うために、情報を集約して管理職へ報告を行うための担当（※1）を設ける。学校いじめ対策組織の判断を得たのち、その判断に基づいた動きを学校体制で行うといった仕組みを機能させることが大切である。

※1 この担当は、校種・学校規模等、学校の実態に合わせて校長が決定する。



## (4) 組織によるいじめ発生時の対応のポイント

### 指導体制及び指導方針の決定

- 1 明確な対応方針・分担を対策組織で決定する
- 2 被害児童生徒の保護者へ経緯の説明を行い、今後の対応を共有する
- 3 加害児童生徒の保護者へ経緯の説明を行い、今後の対応を共有する
- 4 教職員間で情報を共有する
- 5 市町村教育委員会へ報告し、支援について連携する
- 6 SCやSSW等の専門家を交えた指導及び支援を検討する
- 7 関係機関へ連絡（協力要請）をする ※警察、福祉、医療等

### 被害児童への支援

- 1 抱えている心配や不安な気持ちに沿った対応をする（SC等）
- 2 学校生活での安全確保をする

### 加害児童への指導・支援

- 1 動機の把握（理解）と行為を振り返る指導を行う
- 2 相手の苦しみや痛みを理解及び人権意識を高める指導を行う

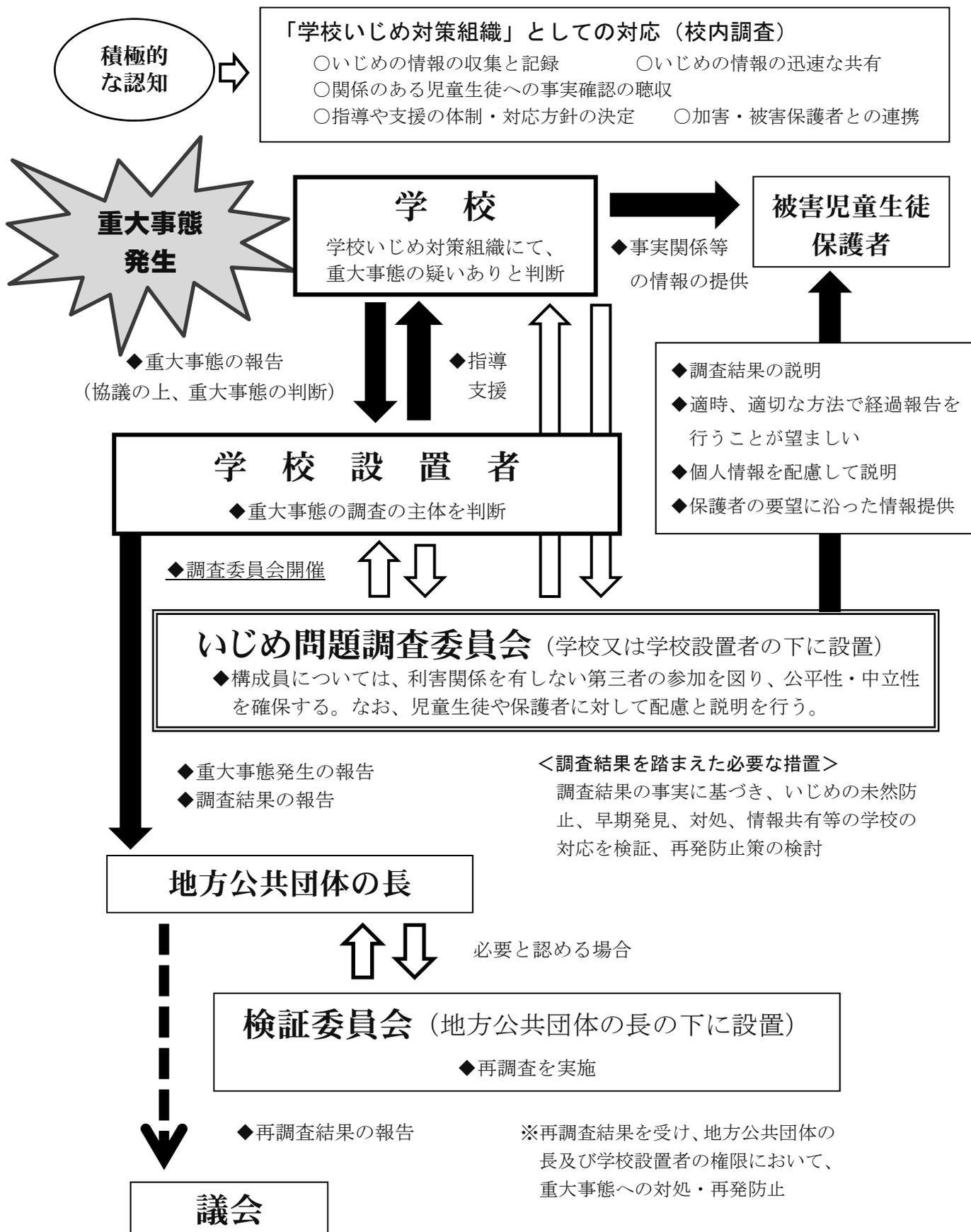
### いじめが起きた集団への指導・支援

- 1 被害・加害双方の心情を思いやり、仲間として支えていくための意識を高める指導を行う

### 保護者との連携

- 1 被害児童生徒の保護者へ指導の経過と今後の対応を説明する
- 2 加害児童生徒の保護者へ指導の経過と今後の対応を説明する
- 3 双方保護者の協力を求め、今後の連携方法を話し合う

(5) いじめの重大事態対応フロー図



## 6 いじめ・不登校等の課題への組織的対応のための校内体制づくり

### (1) スクールソーシャルワークの視点での校内体制づくり

児童生徒の問題行動の背景には、多くの場合、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境に起因する問題があり、児童生徒の問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に児童生徒の問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題はなかなか解決できないことが多い。

そこで、不登校、いじめ等に対する適切な未然防止、早期発見及び支援・対応を行うため、学校においては、教職員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の関係者が一体となった教育相談体制づくりと、関係機関や地域との連携体制づくりや教育相談コーディネーター役の教員の配置等が求められる。

### (2) 具体的なシステムづくりの例（ケース会議の考え方）

機能的な教育相談体制を構築するには、児童生徒の問題行動等の状況に応じて、教育相談コーディネーターが中心となってケース会議を開催し、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの参画のもと、アセスメント（見立て）とプランニング（解決に向けた目標の設定と具体的な手立て）を行うことが大切である。

なお、生徒指導、特別支援教育等の様々な会議があるが、効率的に実施できるようスクールソーシャルワークの視点で会議の整理統合、改善を行っていく必要がある。

### (3) 教育相談コーディネーター役の教員の存在

学校全体の児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催など、児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役として活動する教員を「教育相談コーディネーター」として置き、この担当を中心とした教育相談体制を構築する必要がある。

教育相談コーディネーターとしては、教育相談担当教員、特別支援教育主任、生徒指導主任（主事）、人権教育主任等、各学校の実態に応じて兼務するものとする。

なお、教育相談コーディネーターの担う役割として以下のような内容が考えられる。

1	SC、SSWの周知と相談受付	児童生徒やその保護者にSC、SSWの周知を図り、相談の受付をする。相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談コーディネーターが積極的にアプローチしていくことも重要である。
2	気になる事例の把握、検討するための会議（スクリーニング会議）、少人数でのコアケース会議の開催	各教職員から気になる事例が報告されるように工夫し、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任・主事、SC、SSWなどのメンバーとともに少人数で事例の把握、第一的な方向性の決定を行う。
3	SC、SSWとの連絡調整	児童生徒の抱える問題に応じて、SC及びSSWも参画し、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整する。SC及びSSWの双方の支援が必要な場合には、学校の窓口として、両者間の業務調整などを行う。
4	相談活動に関するスケジュール等の計画・立案	教職員や保護者からの相談を受け、SC、SSWの勤務状況を鑑み、適切に相談計画を立案する。
5	児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握	児童生徒や保護者、教職員が問題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握する。

6	個別記録等の情報管理	個人情報の保護等に配慮した記録の集約と管理を行う。プライバシーの保護や人権擁護に配慮した個人記録の作成と管理を行う。
7	ケース会議の実施	児童生徒の抱える問題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画する。
8	校内研修の実施	SC、SSWの役割や学校としての活用方針等を研修会の場などを利用して、全教職員で共通理解できるようにする。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにすることも重要である。

### 【参考】＜ケース会議の流れ＞

